

離婚問題を弁護士に相談すると？

離婚にあたっては、慰謝料・財産分与のほか、お子さんがいる場合には親権や養育費を決めることとなります。

●弁護士に依頼した方がいいのでしょうか？

ケースによると思います。ただ、いえるのは、当事務所では、そのことを含めてご相談にのります。

したがって、依頼するかしないかは、相談の結果で決めていただければいいことであり、みなさんにとって、「まずは弁護士に依頼しないで、ご自身でお話してもいいのでは。」と判断すれば、そのようにお答えします。

●離婚に関して

1

- (1) 離婚が認められるか
- (2) 親権
- (3) 養育費
- (4) 婚姻費用分担金
- (5) 慰謝料
- (6) 財産分与
- (7) 面接交渉
- (8) 年金分割などの法律論



2

- (1) 協議離婚
- (2) 調停離婚
- (3) 裁判離婚

3

上記の手続きをご説明した上で、相談者の方々の、個々の事情に応じた話の進め方や交渉のテクニックに関するアドバイスをいたします。

まずは、お気軽にご相談下さい。

離婚相談から解決までの流れ

●ご相談

- ・相手が話し合いに応じてもらえない。
- ・相手と直接話し合えるような夫婦ではない。
- ・相手がどのような反応をするのか心配。
- ・自分は話し下手で権利を主張するのが苦手。
- ・決めたことが守られるのか心配。



このような悩みをお持ちの方は、弁護士にご相談ください。

●離婚調停

当事者間の話し合いが無理であれば、次は家事調停の申立をすることになります。

- ・調停の申立書にはなにをどこまで書けばいいのかわからない。
- ・調停で最大限自分の主張をしたい、認めてもらいたい自分でできるか心配。
- ・調停に1人で行ったが、調停委員に自分の話をよく聞いてもらえない。
- ・相手方に弁護士がついているので心配だ。

このような悩みをお持ちの方は、弁護士にご相談ください。

●裁判

調停で離婚の話がまとまらない場合は、離婚の裁判を提起することになります。離婚を認めてもらうには、法律で定められた離婚原因にあたる事実を主張し、それを証拠で裏付けなければなりません。

離婚事件の扱い豊富な当事務所の弁護士にご依頼ください。

離婚問題を弁護士に相談すると？

●通常の依頼方法

当事務所では、離婚に関して依頼を受け、相手方との交渉・調停・訴訟を承っております。この場合の費用は、着手金**31万5000円**～、報酬金**31万5000円**～となります。

●当事務所独自の「相談パック」サービス

当事務所では、上記以外に、「相談パック」というご依頼の受け方も行っております。まだ、依頼まではせず、自分で相手と話をするという場合に、

①交渉の進め方などについて継続して何度でも(電話での相談も含めて)弁護士と相談をすることができ、

②弁護士が合意書の作成もする、というものです。

費用は10万5000円(税込)です。

事態の進展等に応じ、都度、来所してもらい5,250円にて相談をお受けすることもできます(初回は電話無料相談も有)。ただし、その場合には、都度毎回事務所へ来ていただいて相談をしなくてはならないところ、相談パックであれば、電話等での相談などでも都度何度でもお気軽に相談できるというものです。

また、離婚の場合、多くのケースで最終的に合意書を作成する必要があります。相談パックにより弁護士が合意書の作成も行います。

無料電話相談実施中



052-957-1106



info@lwo.jp

お気軽にお問い合わせ下さい

愛知県・岐阜県・三重県にお住まいの方については、初回のみ無料電話相談を行っています。

なお、お受けできる件数に限度がございますので、多数の申し込みをいただいているときにはお受けできない場合もございますので、その際はご了承ください。